

報道関係者 各位

令和 7 年 11 月 27 日

【照会先】

神奈川県労働局 職業安定部 職業安定課  
課長 中島 章博  
職業安定監察官 関 宏一郎  
(電話) 045 (650) 2800

### 「ユースエール認定企業」として 神奈川県内で新たに 3 社認定しました

神奈川県労働局は、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）第 15 条に基づくユースエール認定企業として、新たに 3 社を認定しました。

#### 【認定企業】

#### 学校法人南学園幼保連携型 認定こども園南幼稚園



所在地 神奈川県横浜市戸塚区深谷町456-6  
事業内容 乳幼児の保育・教育

【認定マーク】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ腕をふるう姿を、赤い丸は、その活力を意味し若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。

#### 横浜シャーシターミナル協同組合



所在地 神奈川県横浜市中区本牧埠頭18番地  
事業内容 協同組合事業

【認定マーク】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ腕をふるう姿を、赤い丸は、その活力を意味し若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。

# 株式会社エスプランテック

所在地 神奈川県横浜市港南区港南6-30-10  
事業内容 機械器具設置工事業



## 【認定マーク】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ腕をふるう姿を、赤い丸は、その活力を意味し若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。

## 《参考》

### 「ユースエール認定企業」とは、

平成 27 年 10 月 1 日施行の若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定の水準を満たす、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

「ユースエール」は、「若者(youth)を応援する(yell をおくる)事業主」というイメージを表現しています。

また、認定を受けると、自社の商品、広告への認定マークの使用やハローワークでの重点的PRの対象になるなどのメリットがあり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保が期待されます。

「ユースエール認定企業」の詳細は、別添リーフレット「若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！」をご覧ください。



子ども達の成長を自然豊かな環境  
で日々実感できる職場です！

事業内容 乳幼児の保育

会社情報 245-0067 神奈川県横浜市戸塚区深谷町456-6

交通手段 JR戸塚からバス三叉路 徒歩3分

## ○会社概要

| 創業     | 従業員数 | 平均年齢   | 平均勤続年  | 役員・管理職の<br>女性割合 |              |
|--------|------|--------|--------|-----------------|--------------|
| 1977 年 | 28 人 | 41.0 歳 | 10.0 年 | (役員)<br>- %     | (管理職)<br>- % |

## ○雇用管理の状況

| 有給休暇の<br>平均取得実績 | 月平均所定外労働時間 | 育児休業取得状況<br>(直近3事業年度) |             |
|-----------------|------------|-----------------------|-------------|
| 17.0 日          | 0.1 時間     | 男性: - 名               | 女性: 100.0 % |

## ○採用・定着状況

|                   |                     | 2024年度    | 2023年度    | 2022年度    |
|-------------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 募集状況              | 新卒者等 <sup>1</sup>   | ○         | ○         | ○         |
|                   | 新卒者等以外 <sup>2</sup> | ○         | ○         | ○         |
| 採用者数<br>(うち女性)    | 新卒者等                | 2 名( 2 名) | 3 名( 3 名) | 1 名( 1 名) |
|                   | 新卒者等以外              | - 名( - 名) | - 名( - 名) | - 名( - 名) |
| 離職者数 <sup>3</sup> | 新卒者等                | 0 名       | 0 名       | 1 名       |
|                   | 新卒者等以外              | - 名       | - 名       | - 名       |

会社HP <http://minamiyouchien.com>

## 会社からのメッセージ

### 先輩社員から

晴れた日には外で遊ぼう！異年齢で木登り、ターザンロープ、ごっこ遊びなど、園内を走り回って過ごします。季節の実り（夏みかん、ゆず、キイチゴ、スモモ、ボボ、etc）をその場で収穫して食べます！調理が必要な物（ウメ、むかご、きくらげ、タマゴ、etc）は収穫後、こども達と一緒に調理して味わいます！そんな職場で一緒に保育をしてみませんか。

### 社長から

人は自分に出来ないことは、出来る人のまねをして出来るようになります。乳幼児の世界では日々この連続とも言えます。出来ないことが出来るようになった時、こどもは自分にも出来るのだと自信を持ち更に自分を前進させます。こんな体験をこどもと一緒に経験し、職員一同成長できる園です。

### 求める人材像

子ども達とたくさん関わって「一緒に成長していきたい」そんな気持ちをお持ちの方。

## 人材育成のための制度

|      |          |      |        |          |
|------|----------|------|--------|----------|
| 研修制度 | 自己啓発支援制度 | 社内検定 | メンター制度 | キャリアコン制度 |
| あり   | あり       | なし   | あり     | あり       |

## 見学等受入れ

|       |      |
|-------|------|
| インターン | 職場見学 |
| あり    | あり   |

## 非正規雇用の職場情報<sup>4</sup>

・勤務日数・時間応相談・定年  
65歳勤務延長70歳（雇用条件変更なし）  
・駐車場代無料

## 備考・補足情報

・園見学・面接 随時うけております。お気軽にお問い合わせください。

## 採用情報

事業所番号: 1403-3930-3

ハローワークインターネットサービスもしくは  
最寄りのハローワークをご利用ください。

1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者

2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者

3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄



「働かって、もっといいものだった。」

事業内容 シャーシ共同利用・自家給油所・車両整備工場ほか

会社情報 231-0811 神奈川県横浜市中区本牧埠頭18番地

交通手段 各線横浜駅・根岸線根岸駅よりバス

## ○ 会社概要

| 創業     | 従業員数 | 平均年齢   | 平均勤続年  | 役員・管理職の女性割合   |                 |
|--------|------|--------|--------|---------------|-----------------|
| 1986 年 | 13 人 | 47.7 歳 | 13.8 年 | (役員)<br>0.0 % | (管理職)<br>25.0 % |

## ○ 雇用管理の状況

| 有給休暇の平均取得実績 | 月平均所定外労働時間 | 育児休業取得状況（直近3事業年度） |           |
|-------------|------------|-------------------|-----------|
| 17.3 日      | 9.5 時間     | 男性: 0 名           | 女性: 0.0 % |

## ○ 採用・定着状況

|                   |                     | 2024年度    | 2023年度    | 2022年度    |
|-------------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 募集状況              | 新卒者等 <sup>1</sup>   | ○         | ○         | ○         |
|                   | 新卒者等以外 <sup>2</sup> | ○         | ○         | ○         |
| 採用者数<br>(うち女性)    | 新卒者等                | 0 名( 0 名) | 0 名( 0 名) | 0 名( 0 名) |
|                   | 新卒者等以外              | 0 名( 0 名) | 0 名( 0 名) | 0 名( 0 名) |
| 離職者数 <sup>3</sup> | 新卒者等                | 0 名       | 0 名       | 0 名       |
|                   | 新卒者等以外              | 0 名       | 0 名       | 0 名       |

会社HP <https://yct-ida.jp/>

## 会社からのメッセージ

### 先輩社員から

未経験でも先輩が丁寧に指導し、組合負担で様々な資格取得ができます。残業も少ないので自分時間も確保できます。一緒に頑張りましょう！

### 社長から

今は技術やスキルがなくても大丈夫！皆さんの「やってみたい」という気持ちがあれば十分です。あなたの「やる気」をお待ちしております。

### 求める人材像

研修を通じて、「考え方やアイデアを言え、組合のために行動できる人」「面白く、興味深い、発想が自由な人」「相手を尊敬、大事にする、人間味のある人」

## 人材育成のための制度

|      |          |      |        |          |
|------|----------|------|--------|----------|
| 研修制度 | 自己啓発支援制度 | 社内検定 | メンター制度 | キャリアコン制度 |
| あり   | なし       | なし   | あり     | あり       |

## 見学等受入れ

|       |      |
|-------|------|
| インターン | 職場見学 |
| なし    | あり   |

## 非正規雇用の職場情報<sup>4</sup>

なし

## 備考・補足情報

転勤なし

## 採用情報

事業所番号: 1401-506508-6

ハローワークインターネットサービスもしくは最寄りのハローワークをご利用ください。

1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者

2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者

3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄



資格を取りたい人、手に職を付けたい人達を全力で応援します

**事業内容** モーター、タービン、コンプレッサー等の産業機械の分解整備、メンテナンス業務、大型機器の搬入据付業務、鍛冶・配管工事業務、電気設備工事業務

**会社情報** 2330003 神奈川県横浜市港南区港南6-30-10

**交通手段** ブルライン港南中央駅 徒歩15分

## ○ 会社概要

| 創業     | 従業員数 | 平均年齢   | 平均勤続年 | 役員・管理職の女性割合 |             |
|--------|------|--------|-------|-------------|-------------|
| 2015 年 | 11 人 | 32.0 歳 | 3.0 年 | (役員) 3.3 %  | (管理職) 0.0 % |

## ○ 雇用管理の状況

| 有給休暇の平均取得実績 | 月平均所定外労働時間 | 育児休業取得状況（直近3事業年度） |           |
|-------------|------------|-------------------|-----------|
| 13.0 日      | 3.7 時間     | 男性: 0 名           | 女性: 0.0 % |

## ○ 採用・定着状況

|                   |                     | 2023年度    | 2022年度    | 2021年度    |
|-------------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 募集状況              | 新卒者等 <sup>1</sup>   | ○         | ○         | ○         |
|                   | 新卒者等以外 <sup>2</sup> | ○         | ○         | ○         |
| 採用者数（うち女性）        | 新卒者等                | 0 名（ 0 名） | 2 名（ 0 名） | 0 名（ 0 名） |
|                   | 新卒者等以外              | 2 名（ 0 名） | 2 名（ 0 名） | 3 名（ 0 名） |
| 離職者数 <sup>3</sup> | 新卒者等                | 0 名       | 0 名       | 0 名       |
|                   | 新卒者等以外              | 2 名       | 2 名       | 3 名       |

**会社HP** <https://splantec.jp/plt.jp/>

## 会社からのメッセージ

### 先輩社員から

自分は工業高校出身で建設科でした。なので主に機械整備をする当社に入社した時は右も左も分からない状態でした。ですが、先輩方が一から優しく教えてくれて機械について詳しく知ることができました！仕事は大変ですが、当社のアットホームな雰囲気がそれを癒してくれています。社員同士でご飯を食べたり、お出かけしたりと、こんなに仲の良い会社は他には無いと自信を持って言えます！

### 社長から

当社は地域に根ざした建設業として、若い皆さんの力を必要としています。経験は問いません。素直さとやる気があれば、先輩達がしっかり育てます。資格取得支援や働きやすい環境づくりにも力をいれており、成長したいあなたを全力で応援します。

### 求める人材像

素直に学ぶ姿勢があり、前向きに取り組める方を歓迎します。経験は問いません。チームで協力できる方、体を動かすことが好きな方は特に向いています。未経験でも安心してスタートできる環境です。

## 人材育成のための制度

|      |          |      |        |          |
|------|----------|------|--------|----------|
| 研修制度 | 自己啓発支援制度 | 社内検定 | メンター制度 | キャリアコン制度 |
| あり   | あり       | なし   | あり     | なし       |

## 見学等受入れ

|       |      |
|-------|------|
| インターン | 職場見学 |
| なし    | あり   |

## 非正規雇用の職場情報<sup>4</sup>

## 備考・補足情報

### 採用情報

事業所番号: 1401-627245-3

ハローワークインターネットサービスもしくは最寄りのハローワークをご利用ください。

1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者

2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者

3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄

# 若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

## Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

**A** ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

|   |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ハローワークなどで<br>重点的PRを実施      | 「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2 | 認定企業限定の就職面接会<br>などへの参加が可能  | 各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3 | 自社の商品、広告などに<br>認定マークの使用が可能 | 認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 4 | 日本政策金融公庫による<br>融資制度        | 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から－0.65%での融資を受けることができます。<br>※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。<br>詳細は以下のURLをご覧ください。<br><a href="https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html">https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html</a><br>※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のURLをご覧ください。<br><a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html</a> |
| 5 | 公共調達における加点評価               | 公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。<br>※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6 | 一部地方公共団体における<br>優遇措置       | 一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。詳細は、以下のURLをご覧ください。<br><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001575678.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001575678.pdf</a>                                                                                                                                                                                           |



## 【認定基準】

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 学卒求人※ <sup>1</sup> など、若者対象の正社員※ <sup>2</sup> の求人申込みまたは募集を行っていること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2  | 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3  | 右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</li> <li>・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※<sup>3</sup></li> <li>・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと</li> <li>・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※<sup>4</sup></li> <li>・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※<sup>5</sup></li> </ul> |
| 4  | 右の青少年雇用情報について公表していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数</li> <li>・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容</li> <li>・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合</li> </ul>                                                                                                                           |
| 5  | 過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 6  | 過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ <sup>6</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7  | 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 8  | 過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ <sup>7</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 9  | 暴力団関係事業主でないこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 10 | 風俗営業等関係事業主でないこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 11 | 各種助成金の不支給措置を受けていないこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 12 | 重大な労働関係等法令違反を行っていないこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

※<sup>1</sup> 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※<sup>2</sup> 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※<sup>3</sup> 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※<sup>4</sup> 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※<sup>5</sup> 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※<sup>6</sup> 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※<sup>7</sup> 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

## Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

**A** 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

## 電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）



本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）